



春季全国火災予防運動



『春季全国火災予防運動』が令和7年3月1日から7日まで全国一斉に実施されます。この時期は空気が乾燥し、非常に火災が発生しやすくなります。

この運動は、火災が発生しやすい時季を迎えるに当たり、火災予防思想の一層の普及を図り、火災の発生を防止し、高齢者を中心とする死者の発生を減少させるとともに、財産の損失を防ぐことを目的としています。



【家庭ごみの焼却・野焼きについて】



1. 焼却炉は使用せず、廃棄物（ごみ）燃やすことは法令により原則禁止されています。
 2. 農業などでやむを得ず草木などを燃やすときは、次のことに注意してください。
 - ・消防署へ『**火災とまぎらわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為届出**』の届け出を行う。
- ※届出書は阿久根消防署（72-0119）まで電話連絡を行うことで届出ができます。
- ・周辺住民への迷惑の掛からないようにする。
 - ・風向きや時間帯に十分配慮し、**乾燥注意報の発令、強風の日**は止めましょう。
 - ・火から目を離さず**消火器**や**水**を準備する。
 - ・家庭ごみなどを一緒に燃やさない。





2024 年度 全国統一防火標語

『守りたい 未来があるから 火の用心』

